

侍塚古墳発掘調査成果報告シンポジウム業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する「侍塚古墳発掘調査成果報告シンポジウム業務」（以下「シンポジウム」という。）を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

侍塚古墳発掘調査成果報告シンポジウム業務

2 業務の目的

国指定史跡侍塚古墳は、栃木県大田原市に位置する本県を代表する古墳時代の前方後方墳のひとつであり、江戸時代には徳川光圀の指示で日本最初の学術的な発掘調査が行われるなど、学術上・歴史上重要な遺跡である。

県では 県内の重要な遺跡の調査研究とその活用を目指し、令和3年度より「いにしえのちぎ発見どき土器わく湧くプロジェクト」事業として侍塚古墳の調査を行っている。事業最終年度である令和8年度は、侍塚古墳の最新の調査成果を公開し、その歴史的価値を県内外に広く共有するとともに、地域の文化財の活用を通じて、郷土愛の醸成やさらなる地域振興に繋げていくためのシンポジウムを開催する。

3 開催概要

- 開催日時：令和8（2026）年10月10日（土）10時30分～15時00分（予定）
- 開催場所：那須野が原ハーモニーホール（小ホール）
栃木県大田原市本町1丁目 2703-6
- 参加人数：350名程度

4 委託契約期間

契約締結の日から令和8（2026）年12月25日（金）まで

5 業務内容

「侍塚古墳発掘調査成果報告シンポジウム業務」の開催の目的と概要を十分に理解した上で、企画提案書において提案した企画に基づき、円滑な開催に向けた全体実施計画、計画に基づく進捗管理及び全体を取りまとめる運営管理を行うとともに、次に掲げる業務を遂行するものとする。

ア シンポジウムの企画

- シンポジウムの名称
 - 開催の目的と概要を踏まえたシンポジウムの名称とすること。
- シンポジウムの内容及び構成
 - シンポジウムの内容及び構成については、以下の条件を満たすものであること。
第1部と第2部の2部構成とすること。

第1部では、調査成果を報告し侍塚古墳についての理解を深め、第2部では、基調講演、講演、パネルディスカッションを行い、侍塚古墳の保存と活用について考える内容とすること。

なお、県の想定は以下のとおりである。

内容構成（ステージ）

開会挨拶

来賓紹介

調査報告 侍塚古墳の発掘調査報告

基調講演 古墳時代の侍塚古墳に関する講演

講演 徳川光圀と侍塚古墳についての講演

パネルディスカッション 侍塚古墳の保存と活用に関する内容

※調査報告、基調講演、講演、パネルディスカッションの出演者については、県で選定する予定であるが、適任者がいれば提案すること。

イ シンポジウムの運営

a シンポジウム運営マニュアル及び会場レイアウトの作成

- ・当日のシンポジウム運営マニュアル、シンポジウム会場等の案内表示の配置案等を作成すること。

※会場内案内図の詳細については那須野が原ハーモニーホールのHPを参照し、必要に応じて、同ホールへ確認すること。

b シンポジウム運営（準備、司会、駐車場、片付け）等の人員手配

- ・当日のシンポジウムの運営に要する人員について、計画を作成すること。ただし、受付・案内誘導については、県職員等が担当する。

※人員手配にあたっては、県職員等の配置も含めて県と協議すること。

- ・司会者は、シンポジウム等において司会進行の経験のある人物を選定すること。

c 出演料の支払い

- ・出演者に対し、委託料の中から出演料等を支払うこと。

d 会場設営及び撤去、会場経費の支払い

- ・当日のシンポジウム会場及び会場周辺の設営と撤収をすること。
- ・シンポジウム当日におけるハーモニーホールの予約は県が手配済である。シンポジウム実施に必要と見込まれる付属設備・器具の利用料等を見積もること。
- ・委託料の中から会場利用に係る経費の支払いを行うこと。

※使用料の詳細については那須野が原ハーモニーホールのHPを参照し、必要に応じて同ホールへ確認すること。

e イベント保険への加入と保険料の支払い

- ・参加者、運営スタッフ等、関係者について保険に加入し、委託料の中から保険料を支払うこと。

f 配付資料等の作成

- ・当日の発表内容をまとめた資料集等について作成・配布すること。なお、作成にあつては県と協議すること。

g 会場周辺計画の作成

- ・駐車場確保に関する計画を作成すること。なお、必要に応じて駐車場の交通誘導整理を行う警備員を配置すること。

ウ 広報・宣伝活動

- ・広報及び宣伝について、SNS 等を含めた各種広報媒体を活用し、県内外への効果的な周知広報手段を企画し、実施すること。なお、実施にあつては県と協議すること。
- ・シンポジウムの周知のためのチラシ及びポスターのデザイン企画・制作及び配布を行うこと。なお、作成したデザイン案については事前にデータを県に提出すること。
- ・必要に応じて地域住民等への周知のための広報資料等を制作し配布すること。

エ 参加者アンケートの実施

- ・参加者に対し行う簡易なアンケート（お住まいの地域、年代、イベントを知ったきっかけ等）を実施すること。

オ 会場内の展示

- ・会場ロビー（大ホールと共用）において、シンポジウムに関連する内容で、かつ来場者の興味を引くような展示ブースを企画し、設営及び撤収を行うこと。
※古墳の内容説明、出土品等の運搬・取扱いについては、県職員等が担当する。

カ 業務実施責任者の配置について

- ・委託業務を遂行するにあつては、業務実施責任者を配置すること。
- ・業務実施責任者は、県との連絡を密に行い業務を進めるとともに、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ・業務実施責任者は、シンポジウムの企画運営、出演者との調整等のほか、会場の管理者等との交渉、連絡調整を行うこと。
- ・受託者は、契約締結後、速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

6 委託料

2,770,350 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

7 委託料の支払い

精算払を基本とする。

8 実績報告書等の提出

- （1）本業務完了後、受託者は「業務実績報告書」（様式任意）を作成し、令和 8（2026）年 12 月 25 日までに県に提出すること。

- (2) 本業務に係る写真、その他の情報等については実績報告書に添付するとともに、記録・保管に努めること。

9 事業の実施に係る留意点

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認める軽微な事項について、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (3) この仕様書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、県と受託者が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (4) 契約締結後に生じた事由により企画提案書の大幅な変更が必要となったときは、受託者は、県と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を県に提出するものとする。
- (5) 上記(4)に基づく企画提案書及び見積書が提出されたときは、県は、その内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結するものとする。
- (6) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (7) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。